

公共基準点に関する届出 申請者向けガイド

令和8年4月
武蔵野市都市整備部道路課

1 はじめに

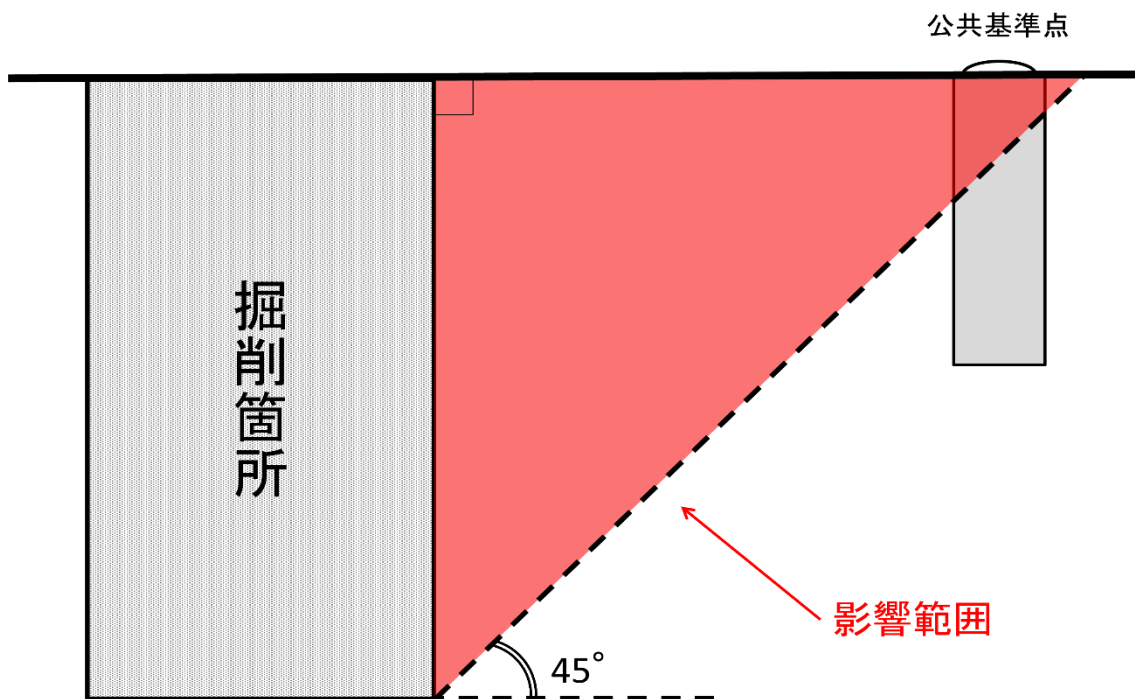
武蔵野市が管理している 2 級基準点及び 3 級基準点付近で工事を行う場合もしくは一時撤去及び移転を行う場合は、武蔵野市公共基準点管理保全要領に基づき届出が必要です。適切な管理保全を行うため必ず届出をしてください。

2 付近工事等を行う場合の手続について

(1) 付近工事(効用に支障をきたすおそれのある工事)を行う場合の届出書について

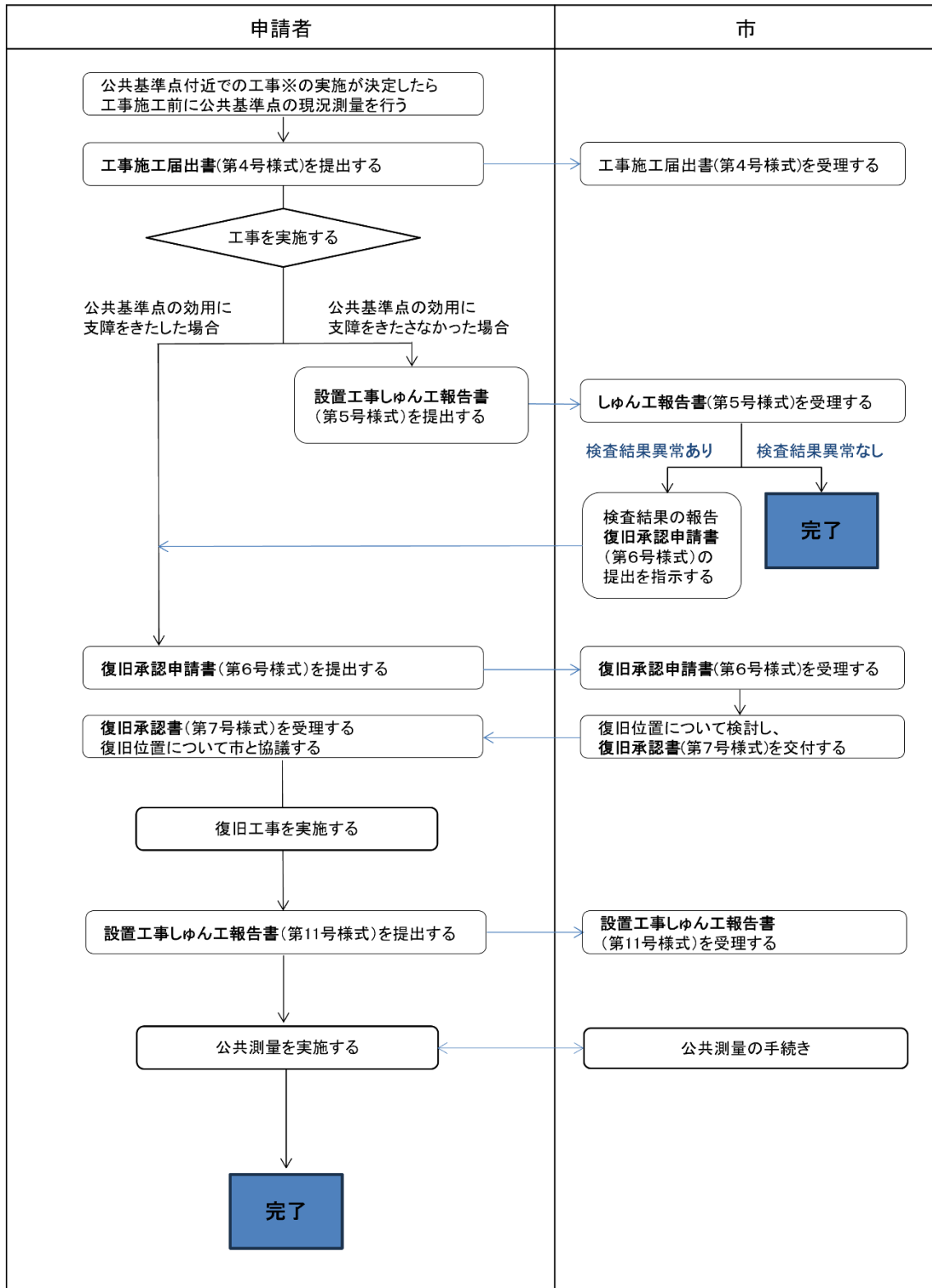
以下の工事に該当する場合、「公共基準点付近での工事施工届出書(第4号様式)」の提出をしてください。

○ 掘削底面端から 45 度の線で囲われた範囲の空間に公共基準点に係る構造物がある場合



- 車両、工事用機械等による振動が公共基準点に影響を及ぼすくい打ち工事又はくい抜き工事であって、当該公共基準点からくい、車両、工事用機械等までの距離が5メートル以下となる場合
- 上記のほか公共基準点の効用に支障を及ぼすおそれがあると認める工事等(事前に相談してください。)

(2) 手続きのフロー



(3) 復旧工事及び公共測量に要する費用の請求について

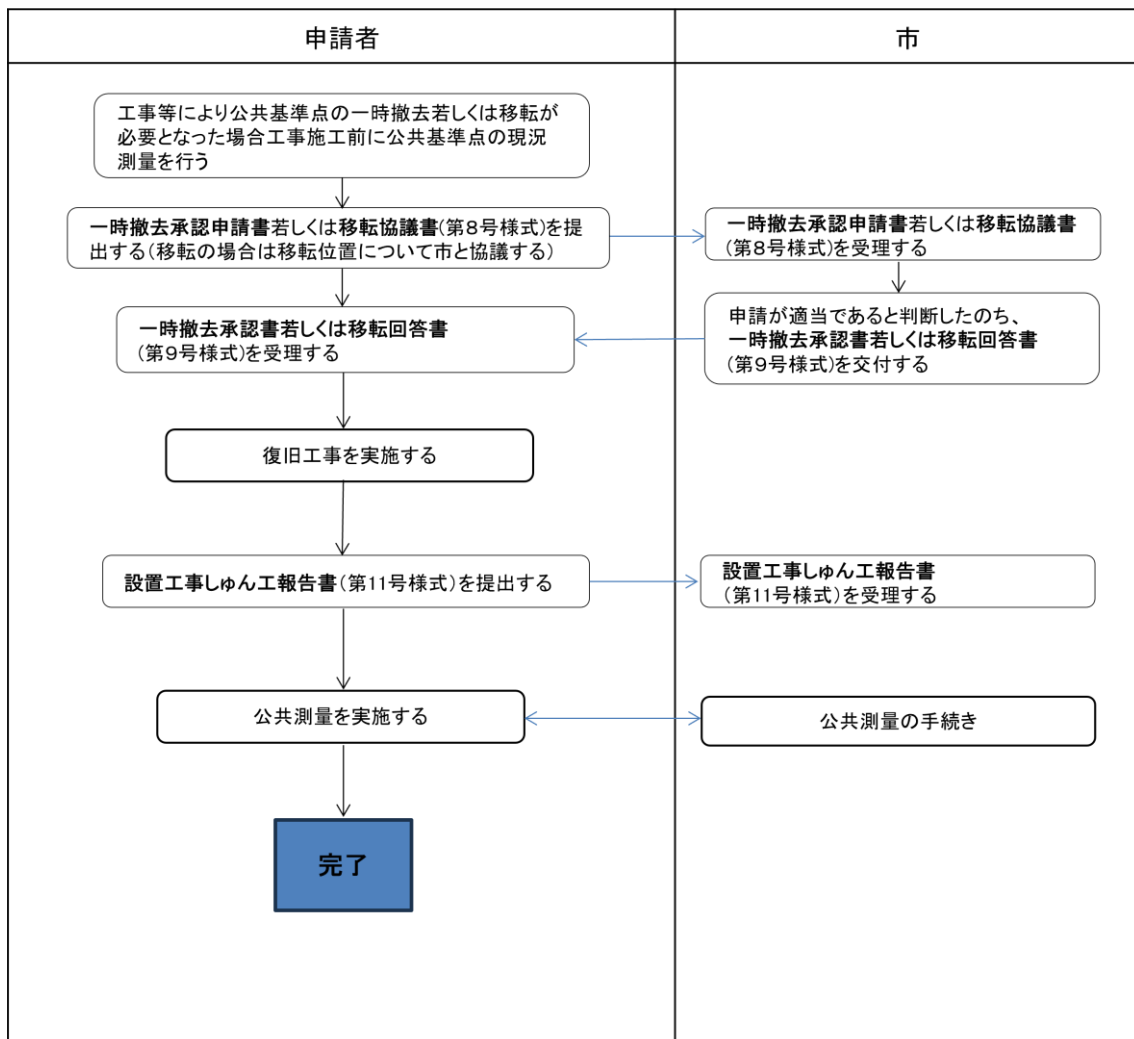
復旧工事又は公共測量は原則、原因者負担となります。原因者による復旧工事又は公共測量が困難と認められる場合は市が代行に行います。市が当該作業を行った際は、原因者に「費用請求書(第12号様式)」を交付しますので、納期限までに支払いを完了してください。

3 一時撤去及び移転を行う場合の手続フロー

(1) 一時撤去及び移転を行う場合の届出について

公共基準点の一時撤去もしくは移転を行う場合「公共基準点(一時撤去・移転)(承認申請書・協議書)(第8号様式)」の提出をしてください。

(2) 手続きのフロー



(3) 復旧工事及び公共測量に要する費用の請求について

復旧工事又は公共測量は原則、原因者負担となります。原因者による復旧工事又は公共測量が困難と認められる場合は市が代わりに行います。市が当該作業を行った際は、原因者に「費用請求書(第12号様式)」を交付しますので、納期限までに支払いを完了してください。